

目次

募集



茨城県女性リーダー登用先進企業募集.....	2
いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集.....	4
障害者雇用優良企業の募集.....	5
令和8年度「県立情報テクノロジー大学校」入学生募集.....	7
令和8年度「県立産業技術専門学院」入学生募集.....	8
中小企業人材育成支援事業について.....	9

ご案内



8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です.....	11
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内.....	12
いばらき労働相談センターのご案内.....	14
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	15
令和7年度元気いばらき就職フェアのご案内.....	16
いばらき就職支援センターについて.....	17
スキルアップセミナー（在職者訓練）について.....	18
茨城県地方就職学生支援事業のご案内.....	19

お知らせ



[労働局から]	
労働保険料の口座振替納付について.....	20
業務改善助成金のご案内.....	21
働き方改革推進支援助成金について.....	23
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	25
両立支援等助成金制度のご案内.....	27
無期転換ルールについて.....	29
カスタマーハラスメントについて.....	30
人材開発支援助成金について.....	31
医療勤務環境改善支援センターについて.....	33
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	34



令和7年度 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰

女性登用に積極的に 取り組む企業を募集します!



県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に関わり、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

この機会に、企業の魅力を広くアピールしてみませんか。

表彰の区分等 ※各賞に企業数の制限はありません

	概要	表彰
優秀賞	管理職等への女性の登用実績及び取組内容が 特に優れている 企業	・表彰状 ・副賞
優良賞	管理職等への女性の登用実績及び取組内容が 優れている 企業	(盾を予定)
奨励賞	管理職等への女性の登用実績等があり、 今後の取組等が期待される 企業	・表彰状

表彰概要

対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

主な要件

- 1 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く）
- 3 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
- 4 以下の①または②を満たすこと
 - ①直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること
 - ②役員に1人以上の女性を登用していること
- 5 直近の3事業年度において女性労働者の採用実績があること

など

評価点

- ・ 管理職等への女性の登用実績
 - ・ 取組内容（育成・評価・登用、職場風土等）
- を総合的に評価



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

募集期限

令和7年 **9月30日** 火まで

提出
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課
労働経済・福祉担当

住所：茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL：029(301)3635（直通） FAX：029(301)3649
E-mail：roseil@pref.ibaraki.lg.jp



令和7年度 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰

表彰までの流れ（予定）

1 推薦書類提出 令和7年9月30日（火）まで

- 自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦により、以下の書類を提出
- 推薦書（様式1）
 - 推薦調書（様式2）及び添付書類
 - 推薦調書（様式2）に記載した内容の関連資料

以下の提出先まで、郵送又は電子メールで提出してください。

▶表彰要件・
推薦書類様式



https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader_commendation.html

2 審査・表彰企業決定 令和7年10月～12月

3 表彰式 令和8年2月

【参考】令和6年度表彰式
日時：令和7年2月14日

※女性活躍・働き方応援
シンポジウム内で表彰



▲昨年度表彰式の様子

これまでの受賞企業

	優秀賞 (R1～R5：特別優良賞)	優良賞	奨励賞
R6	●ピジョンマニュファクチャリング 茨城株式会社（製造業） ●株式会社いわい（卸売業・小売業） ●スガノ農機株式会社（製造業）	●社会福祉法人仁心会（医療・福祉） ●株式会社三友企画（金融業・保険業） ●株式会社東晃（製造業）	●浅野物産株式会社（建設業）
R5	●海老根建設株式会社（建設業） ●株式会社さわやか交通（運輸業）	●株式会社三富子ケース（製造業） ●株式会社フジヨシ（サービス業）	▼過去の 受賞企業の 取組内容
R4	●株式会社橋本ブラシ製作所（製造業）	●株式会社大貫工務店（建設業） ●株式会社トレンディ茨城（運輸業）	
R3	●株式会社ヴィオーラ（サービス業） ●株式会社染めQテクノロジー（製造業） ●株式会社諸岡（製造業）	●株式会社鯨井会計（サービス業）	
R2	●株式会社サシノベルテ（医療・福祉）	●土浦大同青果株式会社（卸売業・小売業） ●社会福祉法人ユーアイ村（医療・福祉） ●株式会社ユニゾンモバイル（卸売業・小売業）	https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/award-winning_company_introduction.html 
R1	●樋口土木株式会社（建設業） ●横関油脂工業株式会社（製造業）	●国立大学法人茨城大学（教育・学習支援） ●関彰商事株式会社（卸売業・小売業）	

提出
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課
労働経済・福祉担当

住所：茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL：029(301)3635（直通） FAX：029(301)3649
E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

令和7年4月1日から、会員申込書の様式を改正したため、ポータルサイトに掲載されている様式をご使用ください。
また、原則メールでの提出をお願いいたします。
<掲載URL> https://yell.pref.ibaraki.jp/council/recruitment_application.html



茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています！

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



2 認定基準

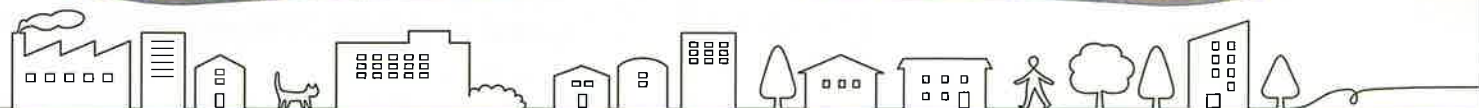
- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が40.0人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail: rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目		中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	姿 勢	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用
		11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある
		12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和7年3月末日現在）

認定件数	法 人 名	所 在 地	認定件数	法 人 名	所 在 地
1	筑波乳業(株)	石岡市	25	(社福)木犀会	笠間市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	26	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	27	(株)ケーズホールディングス	水戸市
4	京三電機(株)	古河市	28	日立建機ロジテック(株)	土浦市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	29	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	30	(社福)ナザレ園	那珂市
7	(社福)あかね会	北茨城市	31	(医)それいゆ会	高萩市
8	高浪化学(株)	八千代町	32	(株)染谷工務店	常総市
9	(株)チャンス	牛久市	33	常総開発工業(株)	神栖市
10	(株)日立物流東日本	日立市	34	勝田環境(株)	ひたちなか市
11	日和サービス(株)	日立市	35	(社福)博慈会	牛久市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	36	(株)カツタ	ひたちなか市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	37	日本畜産振興(株)	取手市
14	(株)サンワーク	常総市	38	トキワ建設(株)	水戸市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	39	常南物流サービス	取手市
16	(社福)尚生会	笠間市	40	(株)つくば電気通信	土浦市
17	(社福)芳香会	古河市	41	医療法人 博仁会	常陸大宮市
18	(株)カスミ	つくば市	42	山下工業(株)	境町
19	(株)南海工業	坂東市	43	(株)サクセス	常総市
20	関彰商事(株)	つくば市	44	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町
21	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	45	(社福)祥風会	土浦市
22	金砂郷食品(株)	常陸太田市	46	(社福)勇成会	水戸市
23	(株)ヴィオーラ	水戸市	47	(株)上杉物産	神栖市
24	(株)サンユーストアー	北茨城市			

令和8年4月開校！

県立情報テクノロジー大学校 入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）が進化し、
大学校として新たなスタートを切ります！

- ★高度で実践的なカリキュラムで、開校以来就職率 100%
- ★合格率が 20%程度の難関な国家試験(基本情報技術者試験)合格者を多数輩出
- ★1クラス 20 人の少人数制、実戦経験豊富な指導スタッフ
- ★IoT、AI などの最先端技術を学べる
- ★グローバル化への対応や、社会と連携した取り組みを強化

詳細は、短大 HP をご覧ください。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



◆施設・定員

施設	茨城県立情報テクノロジー大学校（現：産業技術短期大学校（県立IT短大）） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩 7 分
定員・課程 コース	【専門課程】2 年間 100 人 情報システム科（情報システムコース、IT エンジニアコース） 情報処理科（情報管理コース、情報セキュリティコース、情報サービスコース） 【応用課程】2 年間 20 人 応用情報専攻科

◆入試日程

【専門課程】定員 100 人

区分	試験日	受付期間
①学校長推薦	10/16(木)	9/22(月)～10/6(月)
②一般入試（前期）	12/18(木)	11/24(月)～12/8(月)
③自己推薦 ④事業主推薦	12/20(土)	11/26(水)～12/10(水)
⑤一般入試（中期）	2/3(火)	1/12(月)～1/26(月)
⑥一般入試（後期）	3/12(木)	2/20(金)～3/6(金)

※応用課程については 6/28 に試験を実施しました。

◆学費

入学料	①126,750 円（令和 7 年 4 月 1 日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000 円（①以外の者）
授業料	392,800 円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については短大ホームページ（学生募集要項）を参照してください。
短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/>

短大 HP



県立産業技術専門学院入学生募集！

令和7年10月、令和8年4月の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。多くの皆様のご応募をお待ちしております！

YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>



◆募集内容

着色した訓練科の入学時期は、4月と10月の2回です。詳細は各学院にお問い合わせください。

募集施設		訓練期間	募集訓練科	年間募集定員
産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 (TEL029-269-2160)	水戸市下大野町 6342	2年	自動車整備科	20名
	(水府町庁舎) 水戸市水府町 864-4	1年	建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)		1年	電気エンジニア科	20名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)		1年	金属クラフト科	15名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)		1年	PC・CAD科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林 572-1 (TEL0299-69-1171)		1年	金属プラント保全科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林 572-1 (TEL0299-69-1171)		1年	電気プラント保全科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林 572-1 (TEL0299-69-1171)		1年	メカニカルデザイン科	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)		1年	ITシステム科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)		2年	機械技術科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)		2年	コンピュータ制御科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)		2年	自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)		1年	FAロボット科	15名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)		1年	電気エンジニア科	15名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)		1年	溶接マスター科	15名

◆入試日程

(令和7年10月入学者)

区分	試験日	受付期間
一般入試	9/3(水)	8/1(金) ~ 8/27(水)

(令和8年4月入学者)

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/27(水)	7/1(火) ~ 8/20(水)
学校長推薦	10/8(水)	9/11(木) ~ 10/1(水)
一般入試	(A 日程)	11/5(水)
	(B 日程)	12/3(水)
		10/9(木) ~ 10/29(水)
		11/6(木) ~ 11/26(水)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



ハローレーニング
— 急がば学べ —

デジタルスキル向上のため の教育研修を支援します！

最大 15万円補助 (補助率 2 / 3)

※15万円の補助を受ける
には要件があります

詳細は裏面を
チェック！

募集締切 令和8年1月30日(金)まで

※募集期間内であっても、予算満額に到達した場合は募集終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して**14日前までに申請**してください(必着)

補助金活用研修例

※下記の研修例以外にも対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

営業・販売・事務分野

- 顧客管理システム構築による顧客・売上データ等の管理
- 気象条件や売上実績等からAIによる発注数の自動算出
- ホームページ、SNS、YouTubeなどを活用した広報

製造分野

- 生産・販売管理システムによる受注から
売上までの進捗管理

医療事務分野

- レセプトコンピュータによる診療報酬明細書作成
- 電子カルテによる患者情報の管理

輸送サービス分野

- 配送管理システムによる配送ルート最適化や商品の追跡

農業分野

- IoTを活用した温度管理等による農作物栽培

※事業と関連が認められれば、講座の組み合わせも可

旅行・観光分野

- 予約管理システムによるホテルや航空券の
オンライン予約
- モバイル観光案内アプリによる観光地情報の発信

建設関連分野

- 3DCADを使用した設計図面の作成
- ドローン測量×3D解析

理容・美容関連分野

- 予約システムの導入

介護・医療・福祉分野

- タブレットによる一連の業務実績や患者の
バイタルデータの記録

調理分野

- 在庫管理システムによる食材や調味料の在庫管理

中小企業人材育成支援事業補助金

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

TEL:029-301-3653

MAIL:rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

県ホームページ↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyokigyou.html>

詳細はこちら



— 対 象 等 —

- 対象者：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内において新たな分野への進出・生産性向上等に取り組む中小企業・個人事業主（いばらきリスキリング推進宣言企業が対象）

※対象者の要件は下記の県HPからご確認ください

- 新分野進出等の内容：

1. 新分野進出 2. 事業転換 3. 業態転換 4. 事業拡大 5. 海外展開
6. 生産性向上

- 対象経費：新たな分野への進出、生産性向上等に取り組むために必要となるデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための

教育研修費等（外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費)

※交付決定日から令和8年2月27日までの間に受講（支払含む）完了するものに限る

- 補助額：**最大15万円（補助率2/3）**

※上限額の範囲内で、対象経費に補助率をかけた額が補助額になります

いばらきリスキリング推進宣言についてはこちらから▶▶▶

<https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/>



- 必要書類等は下記の県HPからご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoukigyuu.html>

※上記の目的のために、デジタルスキルを用いることが要件になります。

— 申 請 方 法 —

- 郵 送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ宛

- いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

産業人材育成課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます

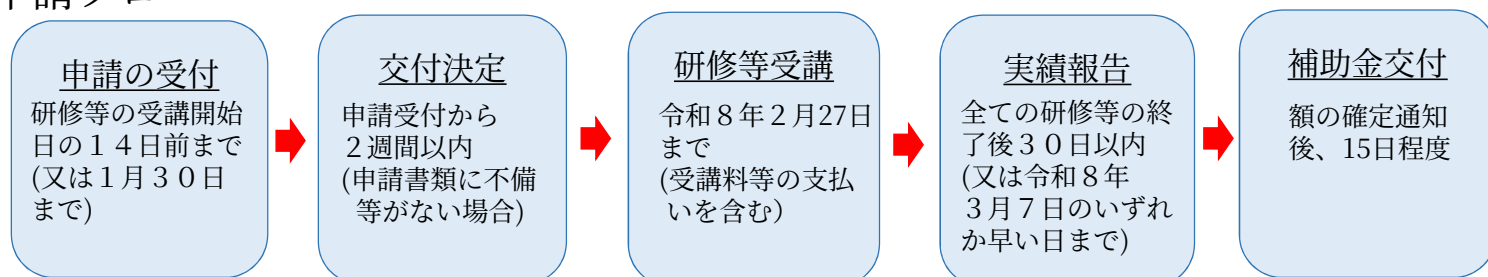
※先着順に受付いたします。

※募集期間内であっても、補助金交付申請額が予算額に到達し次第、募集終了とさせていただきます。

詳細はこちら



申請フロー



※令和7年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。



ひとつ、働き方を変えてみよう

ノー残業デーや仕事の見直し、
テレワークや時差出勤など、
できることから取り組みましょう

2025年
8月・11月

いばらき
働き方改革
推進月間

詳しくは



【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL:029-301-3635 E-mail:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク

各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



優良企業インタビュー
株式会社鯉淵工業

News お知らせ



- 2025.03.28 ★NEW★ ビジョンマニファクチャリングを城株式会社インタビューを公開しました！
- 2025.03.14 ★NEW★ 令和6年度自営型テレワーク者養成講座開催結果について
- 2025.03.12 ★NEW★「茨城の働く女性たち」インタビューを掲載しました！
- 2025.03.11 女性管理職育成研修を開催しました！
- 2025.03.10 ★NEW★メールマガジン「2025年3月号」発行いたしました☆

Link 関連リンク

- 女性の活躍・両立支援総合サイト
- 女性応援ポータルサイト
- ひびく！働き方を変えてみよう！カエル！ジャパン
- 仕事に家庭、両立しよう！両立支援のひろば
- 働く女性、働き方を変えてみよう！
- NEXT WORK STYLE
- 茨城県ダイバーシティ推進センター
- 中小企業・地域産業の雇用・労働政策情報
- 茨城県よろず支援拠点
- 自営型テレワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

Seminar & Event セミナー＆イベント



似のセミナー＆イベント一覧

Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍優良企業



社会福祉法人いん心会
理事長 丹野 太さん



株式会社いん心
代表取締役 岩井 和彦さん



株式会社鯉淵工業
代表取締役 高橋 裕子さん

女性ロールモデル



株式会社日立ハイテクマニファクチャリング
ダイバーシティ推進グループ 専門部長 藤原 幸恵さん
1992年(株)日立製作所に入社。複数のグループ企業で人事労務等を担当し、2018年に株式会社日立ハイテクマニファクチャリングサービスに出向...



株式会社新井物産
新井リサーチステーション支店長 新井 裕子さん
1995年入社。住宅ローンなどの個人向けの融資業務に9年間従事した後、資産運用の相談窓口など店舗業務を8年間担当。2人の子供も育って...



株式会社MVサービス
代表取締役 松橋 裕子さん
静岡県三島市出身。夫はサラリーマン、娘は大学生、息子は社会人。株式会社MVサービス代表取締役。一般社団法人わくわく人生デザインラボ代表理事...



株式会社三浦子々々
製造部 ファクトリーマネージャー 三浦 裕子さん
2014年(株)三浦子々々に入社。パートとして約4年働いたのちに正社員となり、2019年からファクトリーマネージャーとして製造全体の進行...

女性ロールモデル

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和7年度上半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時（相談受付は15時まで）】

日にち	会場	
7月14日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
8月18日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
9月22日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階

※相談無料・秘密厳守

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいりません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
- ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
- ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和7年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

＜お借入申込み＞中央労働金庫県内各支店

＜お問い合わせ＞中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課

（Tel:029-301-3635）

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和7年度「元気いばらき就職フェア」を開催します！

令和7年度元気いばらき就職フェアを開催します。

県内事業所を 10～20 社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日 付	開催場所	所 管
令和7年7月10日（木）	常陸太田市	県北地区就職支援センター (0294-80-3366)
7月25日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)
10月21日（火）	鹿嶋市	鹿行地区就職支援センター (0291-34-2061)
10月31日（金）	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
11月14日（金）	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)
11月27日（木）	下妻市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)
令和8年1月30日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)
2月 5日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

Tel：029-301-3645



～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6カ所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2、4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内

県内5つの県立産業技術専門学院では、IT やモノづくりに関する知識・技能を習得したい方やレベルアップを目指したい方を対象に、公共職業訓練を実施しています。「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」という方、ぜひ従業員の教育訓練にご活用ください。

※個人の方もお申込み可

コース	講座の内容・実施例	訓練時間	受講料
①レディメイド型コース			
技能向上コース	技能向上や各種資格取得のための講座、労働安全衛生法に基づく講座など、レベルアップのための講座です。 電気工事士受験対策、機械図面の読み方・描き方、各種溶接（ガス、アーク等）、新入社員セミナー など	12 時間 ～30 時間	5,000 円 ※ガス溶接技能講習については 4,500 円
IT コース	パソコン操作の習得やインターネットの活用、CAD ソフトによる作図などの講座です。 機械 CAD、建築 CAD、Word、Excel、アクセス、基本情報技術者試験対策、IT パスポート試験対策 など	14 時間 ～24 時間	
②企業の要望に応じて開設するコース			
オーダーメイド型コース	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	12 時間 ～36 時間	5,000 円 ※ガス溶接技能講習については 4,500 円
いばらき名匠塾	オーダーメイド型コース同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね 20～30 代の若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	48 時間 程度	
③技能検定 1 級・2 級の取得を目指すコース（日立産業技術専門学院のみ）			
技能ブラッシュアップコース	技能検定 1・2 級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	175 時間	25,000 円

【問い合わせ先】

○産業戦略部産業人材育成課	水戸市笠原町 978-6	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町 6342	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町 3-9-1	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林 572-1	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外 50-179	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	TEL 0296-24-1714

【スキルアップセミナー】

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/jinzai/zaisyoku/zaisyokutop.html>



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——



茨城県地方就職学生支援事業のご案内

都内の大学・大学院を
＼卒業・卒業見込みのみなさんへ／
茨城県へ就職・移住する際に
要した費用を支援します！



茨城県内企業の選考面接に参加
するために要した**交通費**として
4,260円(上限)を支援

令和7年10月以降 
茨城県へ移住する際に要した
引越し費用を支援(予定)

【注意】

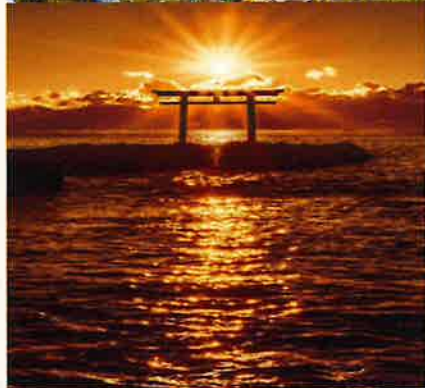
移住予定先市町村が事業を実施している
場合に活用することが可能です。

実施市町村、制度の詳細は
県HPをご確認ください。

(右記QRコード又は
「茨城県地方就職学生支援事業」で検索)



◆お問い合わせ先
茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室
TEL : 029-301-3645
メール : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp



労働保険料の納付は、口座振替が便利です

★ 一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。

1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆ 金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、
延滞金を課される心配がありません。
- ◆ 手数料はかかりません。
- ◆ ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて、最大約2ヶ月納付期日が延長されます。

《口座振替納付日》

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月8日	11月14日	2月16日
通常の納期限	7月10日	10月31日	2月2日
金融機関への申込締切日	受付終了	8月14日	10月14日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替納付日の約2～3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。

※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロード、または茨城労働局、各労働基準監督署の窓口で入手してください。

※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます**。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

申請期限と賃金引上げの期間

	申請期間	賃金引上げ期間
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金 改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金 改定日の前日

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

【交付申請書等の提出先】 茨城労働局雇用環境・均等室 助成金部門
助成金事務センター 電話：029-246-6371

令和7年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。制度詳細は、下記あてお問合せください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	勤務間インターバル導入コース
助成概要	生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。	勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。
対象事業主	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業主で (4)①から③の「成果目標」に向けた取り組みを1つ以上実施する中小企業事業主 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (3)交付申請時点で、(4)「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること (4)「成果目標」(1つ以上選択、取り組みを実施) ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ③時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業主で(4)①から③のいずれかに該当する事業場を有すること (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること (3)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (4)①勤務間インターバル制度を導入していない事業場(成果目標：勤務間インターバル制度の新規導入) ②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場(成果目標：適用範囲の拡大) ③既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場(成果目標：休息時間数の延長)
助成率・上限額	上記(4)「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成する。 以下ⅠとⅡのいずれか低い額 Ⅰ、 ・上記(4)①の取組の場合 令和7年度又は令和8年度内に有効な36協定で、 ア 時間外労働と休日労働の上限を月60時間以下に設定⇒上限150万円又は100万円(現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります) イ 時間外労働と休日労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定⇒上限50万円 ・上記(4)②の取組の場合⇒上限25万円 ・上記(4)③の取組の場合⇒上限25万円 ※上記(4)①から③に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は5%以上又は7%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算 Ⅱ、対象経費の合計額×補助率3/4 ※常時使用する労働者数30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は補助率4/5	上記(4)の「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成する。(補助率3/4) ※常時使用する労働者数30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は補助率4/5 上限額はインターバル時間数に応じて、 9時間以上11時間未満 ⇒上限100万円(新規導入)又は上限50万円(適用範囲の拡大・時間延長のみ) 11時間以上 ⇒上限120万円(新規導入)又は上限60万円(適用範囲の拡大・時間延長のみ) ※上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は5%以上又は7%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算
助成対象	労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取組、労務管理用ソフトウェア・労務管理用機器・デジタル式運行記録計の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	
交付申請期限	令和7年11月28日(金)	

【交付申請書等の提出先・問い合わせ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 助成金部門
助成金事務センター 電話：029-246-6371

コース	業種別課題対応コース	団体推進コース
助成概要	建設業、運送業、病院等、情報通信業、宿泊業といった業種で、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備等を行う中小企業事業主の皆様を支援します。	3者以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。
対 象 事業主	以下の(1)から(4)のいずれにも該当する事業主で(5)①から⑥のいずれかに該当する事業場を有すること ※選択する成果目標に応じて、下記(1)～(4)以外にも要件が設定されています (1)労働者災害補償保険の適用事業主であること (2)以下のいずれかの業種に該当する中小企業事業主であること ①建設業 ②運送業 ③病院等 ④情報通信業 ⑤宿泊業 (3)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (4)交付申請時点で、36協定を締結していること (5)「成果目標」(1つ以上選択の上、取組を実施する) ※業種ごとに選択できる目標が異なる場合があります ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること ③時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新たに導入すること ④9時間以上(運送業は10時間以上)の勤務間インターバル制度の導入(新規、適用範囲の拡大、時間延長) ⑤すべての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること(建設業) ⑥医師の働き方改革推進に関する取組の実施(病院等) ア.労務管理体制の構築等とイ.医師の労働時間の実態把握と管理	以下のいずれかに該当する事業主団体など(※)が(3)に規定する「成果目標」を達成すること ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります (1)3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主 (3)「成果目標」：助成対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること
助成率・ 上限額	上記(5)「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成する ※助成上限額は業種ごとに変動します 以下Ⅰ・Ⅱのいずれか低い額 Ⅰ、以下(1)～(6)の上限額及び(7)の加算額の合計額 (1)上記「成果目標」①の上限額 月80時間超の時間外・休日労働時間数を月60時間以下に設定した場合⇒上限250万円 ※月60時間超80時間以下に設定した場合⇒上限150万円 月60時間超80時間以下の時間外・休日労働時間数を月60時間以下に設定した場合⇒上限200万円 (2)上記「成果目標」②の上限額25万円 (3)上記「成果目標」③の上限額25万円 (4)上記「成果目標」④の上限額⇒120万円～170万円(業種・休憩時間数によって上限額が異なります) (5)上記「成果目標」⑤の上限額⇒1日増加ごとに25万円(最大100万円) (6)上記「成果目標」⑥の上限額50万円 (7)指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は5%以上又は7%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引き上げ人数に応じて上限額を加算 Ⅱ、対象経費の合計額×補助率3/4 ※常時使用する労働者数30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は補助率4/5	上限500万円 ※都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体など(傘下企業数が10者以上)の場合は、上限1,000万円
助成対象	労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取組、労務管理用ソフトウェア・労務管理用機器・デジタル式運行記録計の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発・実験の事業、セミナー開催等の事業、巡回指導・相談窓口の設置の事業、人材確保に向けた取組の事業等、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費など
交付申請 期限	令和7年11月28日(金)	

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。申請にあたっては、各要綱、要領、申請マニュアル等も併せてご確認ください。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

テレワークは、生産性向上、人材確保、エンゲージメントやワークライフバランスなど、企業にとっても労働者にとっても多岐にわたるメリットがあります。

テレワークを制度として導入・実施することで、人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主(※)を支援します。

助成の対象となる取り組み

- 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作り
- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理担当者に対する研修 ●労働者に対する研修



※テレワーク勤務を、既に導入済みで実施を拡大する事業主も対象となります！！

① 制度導入助成

要件

- テレワーク勤務に関する制度を規定した就業規則等を整備した事業主であること。
 - 企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
 - テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が所定の要件を満たすこと。
- ※実施を拡大する場合は、上記に加え、評価期間の延べテレワーク実施回数を評価期間前3か月と比べて25%以上増加させる必要があります。

など

支給額

20万円

② 目標達成助成

要件

- 制度導入助成を受けた事業主であること
- 制度導入後の離職率が、制度導入前離職率以下となっていること
- 制度導入後離職率が30%以下となっている事業主であること
- 評価期間(目標達成助成)におけるテレワーク実績が評価期間(制度導入助成)における実績以上であること

など

支給額

10万円
<15万円>

※< >内は賃金要件を満たした場合に適用されます。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm



申請の流れ

詳細は人材確保等支援助成金(テレワークコース)支給要領、申請マニュアルをご確認ください。

ステップ1

評価期間(制度導入助成)においてテレワークを実施

テレワーク勤務制度に関する規程整備(※1)やテレワークを可能とする取り組み(※2)を行ってから、3か月間の評価期間(制度導入助成)を開始し、テレワークを実施する。

※1 テレワーク勤務制度について規定すべき事項

- ① テレワークの定義、テレワーク勤務の対象者の範囲、テレワーク勤務を行う際の手続き、テレワーク勤務を行う際の留意事項に関する規定。
- ② テレワーク勤務の対象者やテレワークを実施した労働者に適用する労働時間、人事評価、人材育成、費用負担、手当に関する取り扱いが、その他の労働者に適用する取り扱いと異なる場合、その取扱いに関する規定。

※テレワーク勤務の対象者やテレワークを実施した労働者に適用する取り扱いが、その他の労働者に適用する取り扱いと同一である場合、その旨を就業規則等に明示的に規定すればよいものとする。

※2 テレワークを可能とする取組

- ① 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組み
- ② 就業規則等の拡充
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

新規導入事業主は①(必須)及び③～⑤のいずれか1つ以上(選択)
実施拡大事業主は①(必須)及び②～⑤のいずれか1つ以上(選択)

ステップ2

支給申請書(制度導入助成)の提出

評価期間(制度導入助成)終了後2か月以内に、必要書類を揃え、事業所を管轄する都道府県労働局へ提出する。

ステップ3

評価期間(目標達成助成)においてテレワークを実施

評価期間(制度導入助成)の初日から12か月後に、3か月間の評価期間(目標達成助成)を開始し、離職率の低下や、テレワークの実施回数を確認しながらテレワークを実施する。

ステップ4

支給申請書(目標達成助成)の提出

評価期間(目標達成助成)終了後2か月以内に、必要書類を揃え、事業所を管轄する都道府県労働局へ提出する。

【問い合わせ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 助成金部門
助成金事務センター 電話:029-246-6371

助成金の電子申請に関する詳細は
「助成金ポータル」をご覧ください▶

※利用するためにはGビズIDの取得が必要です



助成金に関する情報は
こちらのウェブサイトも
ご覧ください▶



人材確保等支援助成金

検索

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、
以下の取組を行った中小企業事業主の皆さまを応援します！

2025(令和7)年度 両立支援等助成金のご案内

申請には、事前に両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続き、申請期間等についてご確認ください。
制度詳細は厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へ
お問い合わせください。



両立支援等助成金 厚生労働省

検索

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。



	種別	要件	支給額
①	第1種【男性の育休取得】	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
②	第2種【男性の育休取得率の上昇等】	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※第2種は1事業主につき1回限りの支給です。

※第2種申請後の第1種申請および同一年度内に第1種・第2種両方の申請できません。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給できません。

2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、
介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

	種別		要件	支給額(※)
①	介護休業		対象労働者が介護休業を取得＆職場復帰	40万円
②	介護両立支援制度		A:制度を1つ導入＆対象労働者が当該制度を利用	20万円
			B:制度を2つ以上導入＆対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1) 新規雇用	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2) 手当支給等	A:介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
			B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円

(※)支給額は、休業取得/制度利用者1人当たり。①~③それぞれ1事業主5人まで。制度利用期間に応じて増額あり。

3 育児休業等支援コース



円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者が円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が
育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

	種別	支給額
①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

※①②とも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)。

4 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額(※)
①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に 手当を支給	最大140万円(A+B) うち最大30万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大 20万円 B 業務代替手当:最大120万円(手当支給総額の3/4)
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に 手当を支給	最大128万円(A+B) うち最大23万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大 20万円 B 業務代替手当:最大108万円(手当支給総額の3/4)
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を 新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円(代替期間に応じた額を支給) ○最短(7日以上14日未満): 9万円 ○最長(6か月以上): 67.5万円

(※)①～③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合に受給できる助成金です。

支給要件	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1事業主1年度5人まで。

▼柔軟な働き方選択制度等(5つ) ※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

フレックスタイム制度・
時差出勤制度

テレワーク等

短時間勤務制度

保育サービスの
手配、費用補助制度

子の養育を容易にする
ための休暇制度・
法を上回る
子の看護等休暇制度

6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース \ NEW /

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	支給要件	
A	不妊治療のための両立支援制度を 5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応の ための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応の ための支援制度を5日(回)利用	30万円

※それぞれ1事業主当たり1回限り。

その他

<両立支援等助成金における「中小企業」の範囲>

産業別	要件(AまたはBに当てはまれば「中小企業」に該当)	
	A.資本額または出資額	B.常時雇用する労働者数
小売業(飲食業含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

育休中等業務代替支援
コース(手当支給等)のみ、
Bの要件は全産業一律
300人以下となります!



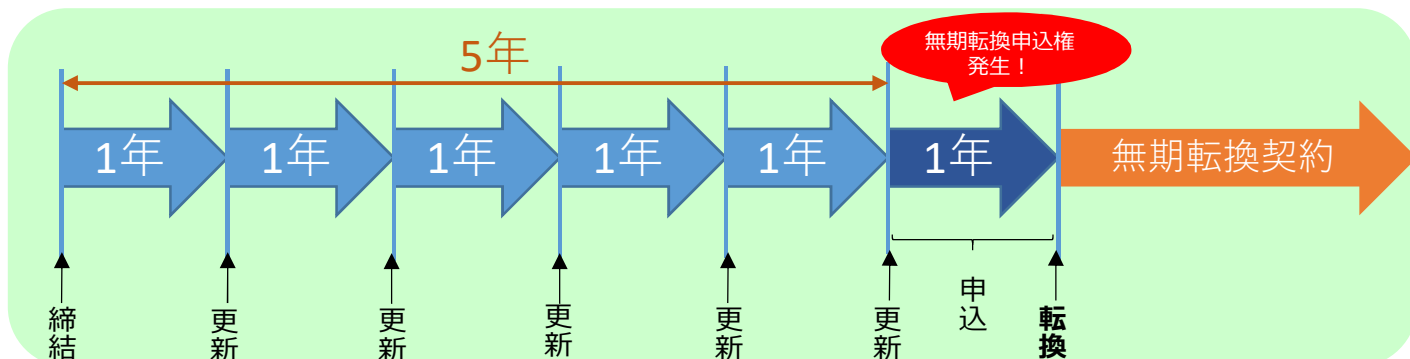
【問い合わせ先】茨城労働局 雇用環境・均等室 助成金部門

助成金事務センター 電話:029-246-6371

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
 - ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
 - ・当該専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する
- 有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局の認定を受けた事業主の下で、
 - ・定年に達した後、引き続いて雇用される
- 有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは茨城労働局HP（https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudou_keiyaku.html）をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**有期契約労働者の無期転換ポータルサイト**」（<https://muki.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

事業主の皆さま！

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」 等をご活用ください！

～カスタマーハラスメント対策マニュアル・ポスター・研修動画のご案内～

カスタマーハラスメント
(カスハラ) って？



会社はどのような
対策をした方が
いいのかな？

「カスタマーハラスメント」とは・・・？

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

この改正を踏まえ、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定され、**顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な**

要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関して、**事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが望ましい旨が定められました。**



そのため、厚生労働省では、関係省庁と連携の上、カスタマーハラスメントの防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や周知・啓発ポスター「STOP! カスタマーハラスメント」を作成いたしました。

マニュアルには、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、**カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載**しています。

またハラスメント対策の総合情報サイトである「あかるい職場応援団」では、企業担当者向けの**カスタマーハラスメント対策の研修動画**を視聴することができます。

いずれも**無料でご利用できます**ので、企業のご担当者様をはじめ、幅広くご活用ください！

カスタマーハラスメント対策企業マニュアル



(URL ▼)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

(掲載データ情報)
＞PDF: 60ページ
＞9.6MB

STOP! カスタマーハラスメントポスター



(URL ▼)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyouukintou/seisaku06/index.html

(掲載データ情報)
＞デザインは6種類から選択できます

カスタマーハラスメント研修動画

厚生労働省委託事業「あかるい職場応援団」において、カスタマーハラスメント対策企業向け研修動画を作成しました！
(その他各種ハラスメントに関する研修動画や企業の取り組み、裁判例も閲覧できます。)



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



(URL ▶) <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/events#four>



従業員の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます 「人材育成支援コース」のご案内

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

支給対象

対象者

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

訓練

① 人材育成訓練

② 認定実習併用職業訓練

③ 有期実習型訓練

: 10 時間以上のOFF-JTによる訓練

: 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

: 有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

幅広い訓練に
ご活用いただけます！

助成率・助成額

(1) 助成率・助成額 ※ () 内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合(注2)
①人材育成 訓練	正規雇用 労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約 労働者等	70%	+15%				
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (3万円)
③有期実習型訓練(注3)		75%	+25%			10万円 (9万円)	+3万円 (3万円)

注1：e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。

注2：訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

注3：正社員化した場合に助成。有期実習型訓練を実施したものの、結果として、対象労働者の正規雇用労働者等への転換が実施されなかった場合であっても、支給決定時まで以下の要件を満たしたときは、「人材育成訓練」の助成内容により助成対象となる場合があります。

- ・職業能力開発推進者を選任していること
- ・事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
- ・定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等について定めていること

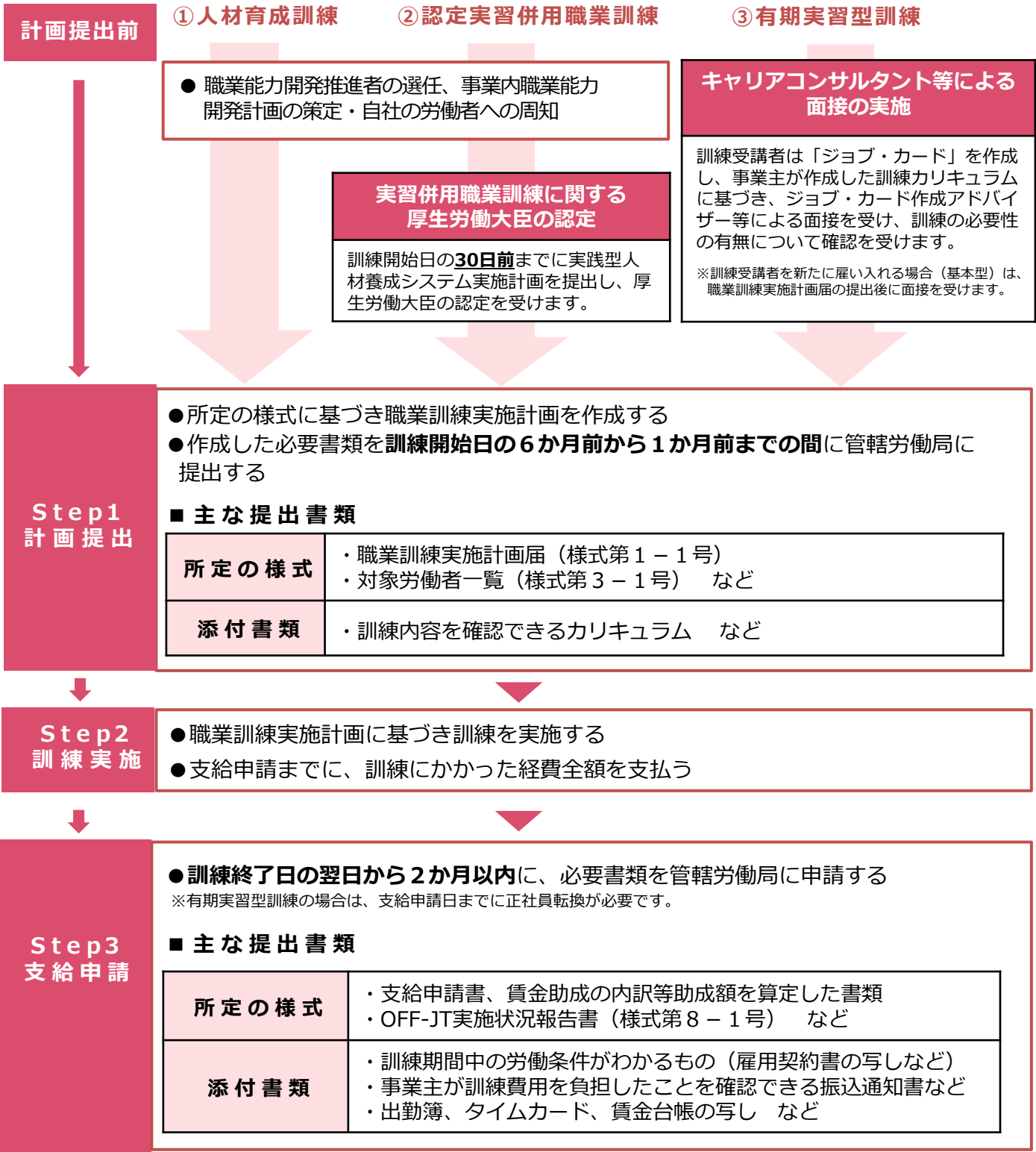
(2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額(注4、注5)

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注4：賃金助成限度額（1人1訓練あたり）は、1,200時間。専門実践教育訓練については1,600時間。

注5：訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで（有期実習型訓練については同一の事業主が同一の労働者に対して1回まで）

助成金受給までの手続きの流れと申請に必要な書類



申請手続き等に関する問い合わせ先

- 各都道府県労働局の助成金申請窓口
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html
- 人材開発支援助成金について
手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html
- 人材開発支援助成金の電子申請について
※申請には「GビジネスID」の申請・取得が必要です
事業主の方へのご案内リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001108556.pdf>



医療機関の皆様へ

勤務環境改善について、お困りごとはありませんか？

宿日直時に緊急対応発生！
これって労働時間かな！？

研鑽のルールって
間違っていないか心配…

時短計画の見直しは
これで上手くいってるよね？



ドクニャン
(医師の働き方改革広報キャラクター)

取組に対する財政的
支援ってあるのかな？

医師以外の
医療従事者の働き方
改革ってどうしたら…

ハラスメント対策って
どう進めたらいいのかな？

そんなときは、私たち専門家にお任せください！

勤改センターの支援例

医療専門アドバイザー※が医療機関のご支援をいたします

※社会保険労務士や医業経営コンサルタント等

電話相談の例

電話による相談

医業経営、労務管理などの電話による相談の実施



- 36協定について教えてほしい
- 副業・兼業の労働時間管理について知りたい
- 労働時間把握の事例を知りたい など

アドバイザー派遣の例

アドバイザーの訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイスを実施

- 研鑽や宿日直業務を適切に運用したい
- 時間外労働の削減に取り組みたい
- スタッフの勤務環境の改善・健康支援をしたい
- 助成金などの財政的支援を活用したい
(例) 働き方改革推進支援助成金、医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度 など



講師派遣の例

派遣講師による研修・勉強会

例えば、労務管理に関する院内講座の実施

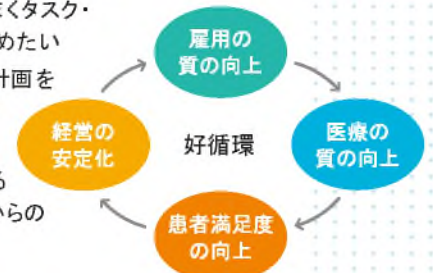
- 労働関係の法令に関する解説
- 仕事と子育ての両立支援
- メンタルヘルス対策
- ハラスメント対策
- 意見交換会の開催支援 など



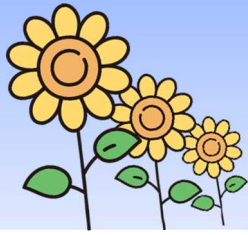
中長期的な取組に対する支援

勤務環境改善により、好環境を生み出す取組を支援

- 医療機関全体でうまくタスク・シフト／シェアを進めたい
- 医師労働時間短縮計画をどのように実行していくか相談したい
- 働き方改革を進める上で経営的な観点からの助言を受けたい

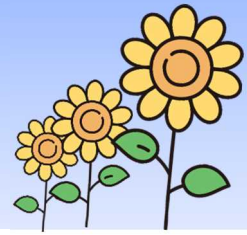


相談
無料



労働委員会の窓から

(令和7年4月1日～令和7年5月31日)



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

○ 今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てが5件ありました。1件が終結し、9件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申 立 人	申立人の求める救済内容
R 7 (不) 第1号事件	娯楽業	R 7. 4. 7 労働組合	① 誠実な団体交渉 ② 被申立人が、不支給となった改定給与額分を各雇用主に支払わせること ③ 被申立人が、非組合員と同様の支給時期・支給内容で夏季一時金を各雇用主に支払わせること ④ 謝罪文の交付及び掲示
R 7 (不) 第2号事件	娯楽業	R 7. 4. 7 労働組合	① 誠実な団体交渉 ② 被申立人が、不支給となった改定給与額分を各雇用主に支払わせること ③ 被申立人が、非組合員と同様の支給時期・支給内容で夏季一時金を各雇用主に支払わせること ④ 謝罪文の交付及び掲示
R 7 (不) 第3号事件	技術 サービス業	R 7. 5. 9 労働組合	団体交渉の応諾
R 7 (不) 第4号事件	娯楽業	R 7. 5. 12 労働組合	① 支配介入の禁止 ② 謝罪文の交付及び掲示
R 7 (不) 第5号事件	娯楽業	R 7. 5. 12 労働組合	① 支配介入の禁止 ② 謝罪文の交付及び掲示

次頁に続く

【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申 立 人	申立人の求める救済内容	終結状況
R 6 (不) 第 3 号事件	娯楽業	R 6 . 3 . 15 労働組合	① 被申立人が、不払の 金員を各雇用主に支払 わせること ② 被申立人が、賃金カ ット分を各雇用主に支 払わせること ③ 支配介入の禁止 ④ 謝罪文の交付及び掲 示	令和 7 年 4 月 21 日、 取下書が提出され、事 件は終結した。 (所要日数 403 日)



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争に
ついて話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。1 件が終結し、2 件が係属中です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 7 (調) 第 1 号事件	運輸業	R 7 . 1 . 28 労働組合	① 団体交渉の応諾 ② 組合員への未払賃金 の支払	令和 7 年 4 月 16 日、 あっせんが開催され たが、当事者間の主 張の隔たりが大き く、合意形成が困難 であったことから、 打ち切りを決定し終結 した。 (所要日数 73 日)



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争に
ついて話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が 1 件ありました。1 件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R 7 (個) 第 1 号事件	娯楽業	R 7 . 5 . 12 労働者	使用者側過失による損失に対する謝罪及び月給 1 か月分の補償

○ お知らせ

職場のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

「労働相談会」の実施について

労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員会委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による**職場のトラブルでお困りの方の「労働相談会」**を次のとおり実施する予定です。トラブルでお困りの方は、どうぞご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します。）。

回	日 時	会 場
第1回	10月15日（水）14:00～17:00	県庁舎 23 階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978－6） ※ 電話による相談も行います （要予約）。
第2回	10月23日（木）17:00～19:00	
第3回	10月31日（金）14:00～17:00	

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません。）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。

○ 労働委員会講座

個別的労使紛争のあっせんについて

個々の労働者と使用者との間に、例えば、突然解雇された、パワハラを受けた、社員が転勤に応じてくれない、といった労働関係の争いが発生し、自主的な解決が困難な場合、労使いずれかの申請により、当事者間の話し合いを公平・中立な立場でとりなして、紛争の解決を援助するあっせんを行います。

県内に所在する事業所の労働者及び使用者が申請できます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非ご利用ください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310－8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029－301－5563（総務調整課）、029－301－5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed
7月号 第748号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和7年7月発行 TEL 029-301-3635
[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html)